



宮 崎 県 公 報

令 和 3 年 5 月 10 日 (月 曜 日) 第 203 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

| | |
|---------------------------------|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○民有林の保安林の指定の解除予定…………… (自然環境課) 1 | |
| ○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1 | |
| 公 告 | |
| ○入札公告…………… 1 | |
| 選挙管理委員会告示 | |

| |
|-------------------------------------|
| ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 2 |
| ○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3 |
| ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3 |
| ○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3 |

告 示

宮崎県告示第 380号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和3年5月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字辰喰5957-1・5957-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 民有林の保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 381号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年5月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年5月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|-------|------|---|------|-------------|----------|
| | 国道 | 265号 | 児湯郡西米良村大字村所字小野 570番1から同郡同村同大字同字 575番1まで | 旧 | 4.6~5.4 | 28.2 |
| | | | | 新 | 21.3~27.6 | 28.2 |

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年5月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 競争入札に付する事項
 - 物品及び数量 トナーカートリッジ等の単価契約
 - 納入期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
 - 納入場所 指定場所
 - 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

 - 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有すること。
 - 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
 - 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

- (7) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。
- 3 入札参加者に求められる義務
 入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を令和3年6月16日（水）午後5時までに下記12の場所に提出（持参又は送付とするが、送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限り、令和3年6月16日（水）午後5時必着とする。）しなければならない。また、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。
- なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 同等品審査について
 基準品として示す商品以外の同等品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、令和3年6月16日（水）午後5時までに事前承認を受け、下記12の場所に提出しなければならない。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
 (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
 (2) 期間 令和3年5月10日（月）から令和3年6月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
 (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 (2) 期間 令和3年5月10日（月）から令和3年6月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札書を送付により提出する場合の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 (2) 提出期限 令和3年6月18日（金）午後5時（開札日時に持参する場合を除く。）
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限り、期限内に必着のこと。）とする。
- 8 開札の場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
 (2) 日時 令和3年6月21日（月）午前10時00分
- 9 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金
 宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条第2項の規定による。
 (2) 契約保証金
 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証金保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 10 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部署
 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
 Unit price contract of Toner cartridge and the other items. The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March, 2022.
 (2) Time limit for tender:
 5:00 p.m. 18 June, 2021.
 (3) Date and time for the opening of tender:
 10:00 a.m. 21 June, 2021.
 (4) Contact point for the notice:
 Accounts Division,
 Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.
 TEL: 0985-31-0110.

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和3年4月10日現在次のとおりである。

令和3年5月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

| | |
|---|-----------------------|
| <p>選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,132人 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 213,323人</p> | <p>東諸県郡選挙区 7,411人</p> |
| <p>宮崎県選挙管理委員会告示第19号</p> | |
| <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年4月10日現在次のとおりである。</p> | |
| <p>令和3年5月10日 宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二 日南市選挙区 14,699人</p> | |
| <p>宮崎県選挙管理委員会告示第20号</p> | |
| <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年4月19日現在次のとおりである。</p> | |
| <p>令和3年5月10日 宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,132人 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 213,321人</p> | |
| <p>宮崎県選挙管理委員会告示第21号</p> | |
| <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和3年4月19日現在次のとおりである。</p> | |
| <p>令和3年5月10日 宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二</p> | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|